

名古屋高速道路公社低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋高速道路公社が発注する工事について、名古屋高速道路公社会計規程(昭和46年名古屋高速道路公社会計規程第18号。以下「会計規程」という。)第74条第1号に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」の調査の基準及び落札者の決定方法について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要綱の対象となる工事は、競争入札に付する工事で、原則として予定価格が1,000万円を超えるものとする。

(調査の基準)

第3条 前条の規定によりこの要綱が適用される工事について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の調査の基準は、その者の申込みに係る価格(以下「入札価格」という。)が、予定価格に次項に基づき算定された割合を乗じて得た額(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。

2 割合の算定は、予定価格の算出の基礎となった構成費目ごとに次の各号に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税を加えた額を予定価格で除して行うものとする。この場合において、その割合が10分の9を超えるときは、10分の9とし、10分の7に満たないときは、10分の7とする。

- 一 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 二 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 三 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 四 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 前項を適用することが適当でないと認められる特別なものについては、前項の算定方法にかかわらず10分の9から10分の7の範囲内で適宜の割合とする。

(入札の執行)

第4条 理事長は、事前に入札参加者へ調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、必ずしも落札者とならず調査後改めて落札者を決定する旨を周知するものとする。

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して落札の決定を保留するものとする。

(失格判断基準)

第5条 失格判断基準は、調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準をいうものとし、次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- 一 入札価格に対応した工事費内訳書の直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の10分の7.5の額に満たない場合
- 二 入札価格に対応した工事費内訳書の共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の合計額が、予定価格の算出の基礎となった共通仮設費の額の10分の7の額、現場管理費の額の10分の7の額及び一般管理費の額の10分の3の額の合計額に満たない場合

2 失格判断基準の設定は、予定価格の設定に併せて行うものとする。

(調査の実施)

第6条 理事長は、第3条に定める調査基準価格に満たない金額の入札があった場合には、次のような内容により入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- 一 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書の提出）
- 二 手持ち工事の状況
- 三 手持ち資材の状況
- 四 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 五 労務者の具体的供給見通し
- 六 過去に施工した公共工事名及び工事成績
- 七 経営状況（必要に応じ、取引金融機関又は保証会社等へ照会）
- 八 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
- 九 その他必要な事項

(調査等の結果)

第7条 理事長は、前条により実施した調査の結果について低入札価格調査書（様式1）に基づき入札・契約審査委員会（工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第12条第1項に規定する委員会をいう。以下「入札等審査委員会」という。）に審査を行わせるものとする。

2 入札等審査委員会は、前項の審査を行った場合は、審査の結果を低入札価格審査結果報告書（様式2）により理事長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第8条 理事長は、前条第2項により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、入札参加者全員に対し、その旨（様式3）を通知するものとする。

2 理事長は、前条第2項により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を

もって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条以下と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。

- 3 前項により、次順位者を落札者と決定したときには、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては、落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。

附則

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附則（抄）

この通達は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日までに入札又は入札公告を行った工事については適用しない。

附則

この通達は、平成21年8月1日から施行する。ただし、平成21年7月31日までに入札又は入札公告を行った工事については適用しない。

附則

この通達は、平成23年8月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附則

この通達は、平成25年9月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附則

この通達は、平成25年10月1日から施行する。

附則（抄）

（施行期日）

- 1 この細則は平成28年4月1日から施行する。

附則

この通達は、平成28年7月1日から施行する。ただし、施行日前に入札公告をし、又は指名通知した工事又は設計、測量、調査、ボーリング、試験等については適用しない。

附則

この通達は、平成30年1月1日から施行する。ただし、施行日前に入札公告をし、又は指名通知した工事又は設計、測量、調査、ボーリング、試験等については適用しない。